

資料25 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況（18年度）

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	2
保管用地の廃止の件数	1
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	1
立入検査の件数	8,745
搬入一時停止命令の件数	0
公表の件数	8
法第14条の3の規定による産業廃棄物処理業の事業停止	(2)
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	(6)

※法第14条の3の2及び第14条の6の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

年 度	件 数
13	2
14	10
15	12
16	16
17	5
18	6
19	11

※20年2月現在

- 注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（45年法律第137号）をいう。
 注2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

資料26 産業廃棄物の不法投棄の状況等

(不法投棄・野焼きの指導状況)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
立 入 指 導 件 数	不法投棄	1,711	2884	4,045	8,981	7,955	7,479	6,971
	野 焼 き	632	892	1,180	1,766	1,386	1,494	1,774
立 入 指 導 箇 所 数	不法投棄	234	341	447	642	511	515	479
	野 焼 き	267	310	341	427	353	280	259

(府の不法投棄対策の経過)

- ・2年12月 産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
- ・3年6月 京都府違法開発等対策（地域）機動班の設置
- ・11年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員（警察官OB3名）の設置
- ・11年4月 野焼き立入等指導マニュアルの作成
- ・11年6月 不法投棄立入等指導マニュアルの作成
- ・11年6月 京都府環境犯罪対策協議会の設置
- ・12年4月 循環型社会推進課に現職警察官の配置
- ・12年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（3名→4名）
- ・13年4月 京都府不法投棄等特別対策本部の設置
- ・13年4月 京都府不法投棄等特別対策（地域）機動班の設置
- ・13年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（4名→8名）
- ・13年4月 不法投棄等特別対策室の設置
- ・13年5月 不法投棄等防止旬間を実施
- ・13年6月 不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
- ・13年9月 広域合同監視活動を実施
- ・14年1月 不法投棄等撲滅パトロールを開始
- ・14年11月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（8名→10名）
- ・14年12月 不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
- ・14年12月 産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
- ・14年12月 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
- ・15年4月 // 施行
- ・15年4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の増員（10名→12名）
- ・15年12月 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
- ・16年1月 // 施行
- ・16年5月 地方機関再編とともない地域機動班を広域機動班に改組